

令和3年第1回三笠市議会定例会

令和3年3月8日（第1日目）

○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
- 2 会議録署名議員の指名
 - 1番 赤川 征視 氏
 - 2番 浅尾 三吉 氏
- 3 会期の決定
令和3年3月 8日 18日間
令和3年3月25日
- 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
- 5 議 事
- 6 散会宣告

○議事日程

- | | |
|--------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告） |
| 日程第 4 | 令和2年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告について（監報第1号） |
| 日程第 5 | 報告第1号及び報告第2号について |
| 日程第 6 報告第 3号 | 地域振興対策特別委員会報告について |
| 日程第 7 報告第 4号 | 三笠市都市公園条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について |
| 日程第 8 | 議案第17号から議案第23号までについて（市政執行方針、教育行政執行方針） |
| 日程第 9 | 議案第4号から議案第12号までについて |
| 日程第10 | 議案第13号から議案第16号までについて |
| 日程第11 議案第24号 | 土地の処分について |
| 日程第12 | 議案第25号から議案第27号までについて |
| 日程第13 議案第28号 | 三笠市教育長の任命について |

○出席議員(10名)

議長	8番	武田 悌一氏	副議長	7番	谷内 純哉氏
	1番	赤川 征視氏		2番	浅尾 三吉氏
	3番	折笠 弘忠氏		4番	只野 勝利氏
	5番	畠山 幸氏		6番	澤田 益治氏
	9番	儀惣 淳一氏		10番	谷津 邦夫氏

○欠席議員(0名)

○説明員

市長	西城 賢策氏	副市長	右田 敏氏
総務福祉部長兼 新型コロナウイルス感染症 対策本部事務局長	金子 満氏	総務課長	藤井 陽一氏
企画財政部長	小田 弘幸氏	企画財政部参事	中原 保氏
企画調整課長	三好 智幸氏	税務財政課長	坂 保徳氏
経済建設部長	松本 裕樹氏	商工観光課長	後藤 議徹氏
建設課長兼 新型コロナウイルス感染症 対策本部事務局次長	力弓 晃継氏	教育長兼 教育委員会次長事務取扱	高森 裕司氏
学校教育課長兼 給食センター所長兼 高校生レストラン統括室長	阿部 文靖氏	病院事務局長	高田 進氏
総務管理課主幹	加藤 慎吾氏	消防長	下村 義則氏
監査委員	内田 克広氏	監査委員事務局長	豊口 哲也氏

○出席事務局職員

議会事務局長	柳谷 忍氏	議会係長	若月 厚志氏
主任主事	青山 初美氏		

◎議長（武田悌一氏） 開会前ですが、報道機関及び企画調整課から撮影の申出がありましたので、許可しております。

開会 午前10時00分

◎開 会 宣 告

◎議長（武田悌一氏） ただいまから、令和3年第1回三笠市議会定例会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎議長（武田悌一氏） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（武田悌一氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、1番赤川議員及び2番浅尾議員を指名します。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎議長（武田悌一氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月25日までの18日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

会期は、18日間と決定しました。

◎日程第3 諸 般 報 告

◎議長（武田悌一氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、教育委員会審議事項報告については報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) それでは、行政報告を申し上げます。

まず、報告第1号の市長行動報告についてであります。初めに、1月25日、26日の2日間で特別交付税に関する要望行動として、そこに記載してありますとおり、道内選出国會議員、総務事務次官、自治財政局長、官房審議官等に要望してまいりました。例年同様、当市が今まで取り組んできました行財政改革のほか、道路除排雪の対策、市立病院の経営対策等々について説明し、要請並びに支援に対する御理解をお願いしてきたところでもあります。

特に、今年は異常な雪の降り方で、12月の段階で平年の年間降雪量に至り、過去最高値を超えたこと、市内にアメダスが設置されていないことからテレビ等で報道されることがないが、地形上、雲が停滞しやすく、周辺地域に比べ特に降雪が多い地域であることを強く訴え、大変厳しい財政状況ではありますが、市民生活を維持するため、道路除排雪を進めていかなければならないので、特別交付税の特段の上積みをお願いしたいと要請してまいりました。

市立病院についても、経営改善に取り組むため、職員、議員と議論を重ね、有識者の意見も頂き、市立病院のあり方をまとめたことを説明し、それを踏まえて病棟再編に早速取り組んだこと、感染症の指定病院ではないが、いち早くPCR検査を行える体制を整え、管内のみならず管外からの検査にも対応し、新型コロナウイルス感染症対策に大きく貢献していることを伝え、今後も地域と連携して、身の丈に合った病院経営に努めていきたいとお話しし、市立病院の経営についても特別交付税による支援をお願いしてきたところであります。

自治財政局長並び事務次官からは、三笠市は豪雪地帯で雪が多いことを理解している。特定の地域だけであれば検討しやすいが、今年は北海道だけではなく、北陸、東北も雪が多く大変な状況となっており、データを見た中で検討はしたいが、北海道だけ特別にということ難しい事情があることを御理解いただきたい旨のお話がありました。私からは、他の地域の事情も理解するが、極めて厳しい状況を説明し、特別な措置をお願いしたい旨要望してまいりました。

また、道内選出の国会議員にも総務省と同様の説明をさせていただき、国への働きかけ

をお願いしてまいりました。早速精力的に行動していただいた国会議員もおられ、三笠市のことを強くお願いしてきたよということで御連絡を頂いたところであります。

これらの行動が最終的によい結果につながることを期待しているところであります。

なお、今回の特別交付税の要望行動に併せ、医師確保に関する要請行動につきましても、公益社団法人全国自治体病院協議会と公益社団法人地域医療振興協会を訪問し、市立病院のあり方をまとめたことを説明し、医師の紹介をお願いしてきたところであります。

また、今回は、総務省自治財政局準公営企業室長にもお会いしてきまして、市立病院のあり方の説明をしてまいりました。準公営企業室長には、市立病院のあり方について一定の理解を頂き、今後の市立病院の再整備についても個別に相談に乗っていただき、経営面のアドバイス等のお力添えを頂ける旨のお話を頂いてきたところであります。

次に、報告第2号の市工事についてであります。川内苗圃の沢川河川改修工事ほか2件につきましても、そこに記載してありますとお入り札を行い、それぞれ期限までに完了するよう工事に入っているところでございます。

行政報告につきましては、以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） これより、一般行政報告に対する質疑に入ります。

初めに、報告第1号総務福祉部関係について。

谷津議員。

◎10番（谷津邦夫氏） 1月13日に臨時会を開いたときに、私のほうからも、市長が中央に行くときには、ぜひ特交に向けた要望書を持って伺ってほしいということのを要請したわけでありまして。早速その要望書を持って、市長が総務省あるいは国会議員の方々に要請活動し、その旨をそれなりの国会議員の人との中で聞かせていただいております。詳しく説明を受けましたという話でありました。そういう意味では、大変心強いというふうに思いました。

それで、その後、2月13日の新聞報道で、今度は総務省ではなくて国交省のほうで北海道に9.8億円の除雪の追加配分という話で来ていまして、これの中身を見ると、道には9億8,800万円来た中で、三笠市が1,000万円というふうに報道されております。これは国交省もこれから各自治体の除雪費の執行状況によっては、また追加支援もしますよという話なのですが、これ三笠、当時市長が要請行動に行ったときから見ると、三笠地区の降雪量がとんでもない数字になっているのですよ。当時まだ9メートル台ぐらいのときですけれども、もう現在、三笠地区は13メートル以上になっていると。そして、幾春別地区を見ると、当時はまだ11メートル台だったのだけれども、今は既に16メートルを越している。とんでもない記録的な数字になっています。これも国交省のほうに、市長がそういう中央展開したことによって、そういうふうなことで追加になったのか。その後、これだけの今記録的な数字になっていることについて、もう少し何かそんな形で市長は展開をしているのかどうか、ちょっとその辺聞かせてください。

◎議長（武田悌一氏） 市長。

◎市長（西城賢策氏） この国交省の補助といいますか、交付金に関しては、私ども直接は特に動いておりません。恐らくなのですけれども、国会の先生たちが動いてくれたのも多少あるのかもしれませんが、総務省と国交省が多少やり取りしているような気配がございまして、恐らく総務省に私ども要望している中で、当然国交省も何らかの関わりを持って情報収集しているのだと思います。

また一方で、私のほうからお会いする道議会議員等にもそれぞれお願いをして、何としても、その際は国が応援してくれというよりは、北海道がやっぱり個別の市町村が困っているとすれば、応援してくれる方法を考えられないのですかねということをしていろいろ申し上げていたので、そういう波紋も恐らくあったのだろうというふうに思います。

1,000万円については、あの時点で発表になりましたが、その後、雪の降り方の状況を見て、また配分も考えたいというようなことでしたし、こういう言い方は失礼ですが、全体の中での1,000万円ですから、私ども数億円かかっているという中での1,000万円なので、巨大な金額には当然ならないとは思いますが、それにしても、ある程度、判断いただけるのだろうと。また、私どもの建設のほうにも、いろいろ除雪に絡んで常時どのくらいの降雪量なのかというような照会が来ますので、それらの報告の中でそれぞれ判断いただいていることではないかなと思います。ただ、全道的に言うと、この地区が一番ひどい状態ということなので、特段の御配慮を頂けることを期待しているという段階でございます。

◎議長（武田悌一氏） 谷津議員。

◎10番（谷津邦夫氏） 流れとしては分かりました。

それで、先ほど市長の報告で、北海道だけ抜き出るといふか、なかなか難しいと、全国的に見ると。確かに、あちこちピンポイントで大きな災害的な要素もありましたからというふうな気はいたしますけれども、市長の中央行動した後の実態としては、とんでもないまた数字展開になっているのです。やはり常時こういうふうな情報を通じて、私も国会議員のほうにいろんな形で情報は提供していますけれども、ぜひそっこのほうからもお願いしたいなというふうに思います。

あと、今月中に入ってから、雨が降ったこともあって、またかなり重たい雪で、市民からも排雪は入らないのですかという問合せが結構届いているのですよ。その辺含めて市民生活にもちょっと支障を来しているなという気がしますが、1月の排雪以降、1回しか排雪していません。確かに高齢社会の中で日常的な生活にも影響しているというふうな気がいたしますけれども、行政のほうに何かそういうふうな苦情等がどの程度来ているか、ちょっと聞かせてもらいたいなと思います。特に排雪について。

◎議長（武田悌一氏） 経済建設部長。

◎経済建設部長（松本裕樹氏） 当経済建設部のほうにも、市民のほうからは、道路が狭いだとか、あとこの間の、一時的に天候回復したことによって路面がちょっとざくざくになったという部分もございました。12月17日から排雪をスタートさせていただきました。

て、2月の中旬まで今回排雪に時間を要したところがございますけれども、その後、2月23日からですか、約3日間でまた1メートル降ったりといったことで道路幅が狭くなってきた部分もございます。こういったところにつきましては、まず、車両が交差できない部分につきましては、道路の拡幅作業に入っているところがございますし、また、この間のざくざくの雪のところは、日中雪もちょっとまた降ったというところもあったものですから、日中に除雪を入れた地区もございます。

いずれにしましても、まだ今後の雪の降り方がちょっとどうなるか分からないというところもありますし、あと車両の交差できないようなところにつきましては、また一部拡幅作業をしていかないと駄目なのかなというふうに考えております。現在は、特に病院周辺だとか、学校周辺、また、スクールバスの通路につきましては、拡幅作業を進めているところがございますけれども、あと、状況によりながら常時道路の状況を注視してまいりたいというふうに考えております。

◎議長（武田悌一氏） よろしいですか。

◎10番（谷津邦夫氏） 結構です。

◎議長（武田悌一氏） ほかに質疑のある方。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） なければ、次に、報告第2号経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、一般行政報告については報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

**◎日程第4 令和2年度定期監査及び財政援助団体等に対する
監査並びに例月出納検査の実施結果報告について
(監報第1号)**

◎議長（武田悌一氏） 日程の4 監報第1号令和2年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、監報第1号令和2年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告については、報告済みとします。

◎日程第5 報告第1号及び報告第2号について

◎議長（武田悌一氏） 日程の5 報告第1号及び報告第2号についてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第1号及び報告第2号については、報告済みとします。

◎日程第6 報告第3号 地域振興対策特別委員会報告について

◎議長（武田悌一氏） 日程の6 報告第3号地域振興対策特別委員会報告についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

儀惣委員長、登壇願います。

（地域振興対策特別委員会委員長儀惣淳一氏 登壇）

◎地域振興対策特別委員会委員長（儀惣淳一氏） 地域振興対策特別委員会委員長報告を申し上げます。

令和元年第4回定例会で設置されました地域振興対策特別委員会におきます経過と結果について御報告いたします。

当委員会に提示されました案件は、1、市立三笠総合病院についての1件であります。

この委員会は、議長を除く全議員で調査を行っておりますので、質疑と答弁、内容の詳細、御配付の文書及び資料の説明につきましては、省略させていただきます。

それでは、調査の結果を御報告いたします。

令和3年2月25日に開催いたしました委員会では、調査案件、市立三笠総合病院について、1、今後のあり方についてを提示のあった資料に基づき調査を行い、各委員からの質疑と資料の説明及び答弁があり、調査は終了いたしました。

以上をもちまして、当委員会に提示されました調査の結果と経過についての御報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第3号地域振興対策

特別委員会報告については、報告済みとします。

◎日程第7 報告第4号 三笠市都市公園条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

◎議長（武田悌一氏） 日程の7 報告第4号三笠市都市公園条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 報告第4号三笠市都市公園条例の一部を改正する条例の専決処分について報告申し上げます。

今回の改正は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、必要な改正を行ったものであります。

改正の内容は、同法の引用条項に移行が生じたことから、引用する規定を整理するものであります。

施行期日は令和3年4月1日ではありますが、「議会の委任による専決処分事項の指定について」第4項の規定に該当するため、2月1日に専決処分を行ったものであります。

以上、報告といたしますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、報告第4号について、質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

報告第4号三笠市都市公園条例の一部を改正する条例の専決処分の報告については、報告済みとします。

◎日程第8 議案第17号から議案第23号までについて（市政執行方針、教育行政執行方針）

◎議長（武田悌一氏） 日程の8 議案第17号から議案第23号までについてを一括議題とします。

提案に先立ち、市長及び教育長から令和3年度市政執行方針及び教育行政執行方針説明のため発言を求められていますので、順次発言を許可します。

初めに、市長から令和3年度市政執行方針について説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 令和3年第1回定例会に当たり、市政執行への私の所信と施策を

申し上げます。

私は、市民の皆さんから御支援を頂き、2期目の市政を担わせていただいてから、はや2年が経過しようとし、任期も折り返し地点を迎える年となりました。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、様々な変化を求められた1年になったと思っております。

本市においても新型コロナウイルス感染症によって、多くの行事や地域活動が中止、延期を余儀なくされ、人との絆や触れ合いを創出する貴重な機会が失われるとともに、地域経済に影響が生じ、現在もなお続いております。

このような苦境のときにあつてこそ、市民が安心して暮らし続けていくために、各種対策を講じてまいりましたが、引き続き国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の有効活用により、感染防止対策と同時に市内経済の両輪を動かすよう、状況を見据えながら対策を講じてまいります。

また、本年は、開庁140年という記念すべき年であり、これまでの歴史を記録に残し、市民の皆さんが笑顔にあふれ、明るい未来につながる事業に取り組んでまいります。

さらに、誇りと挑戦を根幹に置く「第8次三笠市総合計画」の最終年であり、総仕上げの年でもあります。

昨年は、移住定住対策の効果により、転入と転出の差である社会動態が平成26年以降、6年ぶりに空知管内の市では唯一増加に転じ、人口対策の効果が発現された年となりましたが、私の信条としては、本市の歴史を考えたとき、「現状維持は衰退への道」であり、この難局の時代を乗り越えるためにも新しい発想を持ちながら、4大プロジェクトをはじめとする各種施策を展開し、「希望に満ちた元気産業都市づくり」に全力で取り組んでまいり所存であります。

ここで、まちづくりに臨む基本姿勢について申し上げます。

1つ目として、行政判断の基本は、本市の市益・市民益にあると考えていること、2つ目は、人口減少対策として徹底した経済・産業活性に取り組まなければならないと考えていること、この2つの考え方にに基づき、引き続き市政運営の判断をしてまいりたいと考えております。

次に、総合計画の基本目標に基づき、本年度の主要な施策の推進について申し上げます。

初めに、「人が育つまち三笠」についてであります。

次代を担う子供たちが、自らの夢に挑戦し、たくましく生きる力と思いやりのある豊かな心を育み、家庭・学校・地域の連携により、元気に学びながら成長できるよう着実な学力の向上はもとより、文化・スポーツ環境の充実を図るとともに、子育てしやすい環境の充実に努めてまいります。

三笠高校については、毎年、調理・製菓の各種コンクールにチャレンジし、全国優勝を果たすなど輝かしい成績を収めており、市民にたくさんの明るい話題や感動を与えており

ます。

今後も授業や高校生レストランの研修を通じて、社会で活躍できる人材育成を図るとともに、キッチンスタジアムにおいて各種料理教室、洋菓子コンクール、全国の高校を対象とした調理の料理コンクールなどを開催し、食による交流人口の増加に努めるほか、小さな美術館をコンセプトに開設した文化芸術振興促進施設シエルでは、隣接する高校生レストランの集客力を活かした一体的な取組により、さらなる交流人口の増加に努めてまいります。

また、小中学校の防災教育の充実を図り、子供の生きる力を育むため、自らの命は自らで守るという防災意識の向上に取り組んでまいります。

さらに、老朽化している給食センターについて対処方策など、早急に検討を進めることといたします。

次に、「人が元気で働けるまち三笠」についてであります。

農業については、日本型直接支払事業、玉葱生産性改善事業、新規就農者や農業後継者の育成・確保のほか、生産性を高め農業経営の安定化を図るための取組を進めてまいります。

さらに、農産物の販路拡大に向け、農業団体等と連携し地元で生産される農産物のブランド化やワインフェスタの開催のほか、市内農業者が新たに整備するワイナリー設立事業への支援を行うなど、地元農産物の魅力を伝え地域経済の活性化を図ってまいります。

経済・産業活性の取組については、引き続き産業界と議論を行い、既存制度の拡充も含め、必要な制度創設に向けて検討してまいります。

次に、商工業及び起業化については、持続可能な商工業の振興を図るため、引き続き商工業振興ビジョンを策定するとともに、商工業活性化事業やる気応援補助金などの制度により、商工業者が新たに取り組む事業や起業家に対する支援を行い、地域経済の活性化を推進してまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少している市内飲食店等に対して、関係団体と協議し事業の継続及び雇用の維持を図るための対策を講じてまいります。

また、観光や食に対する取組として、商工業者・三笠ジオパーク推進協議会・三笠高校などと連携した商品の開発に取り組むほか、観光客等に対し、三笠ならではの魅力発信等を行う観光振興ビジョンを策定するとともに、地域のかじ取り役となる観光協会が本来の役割を担うための新たな組織づくりを進めてまいります。

また、農業者や商工業者などの利用による産業活力創造施設を開設し、地域産品等の販路拡大による地域活性化に努めてまいります。

観光施設等については、指定管理者と連携して徹底した施設管理を行い、利用者の安全対策と新型コロナウイルス感染症対策を実施するとともに、さらなる施設の利用促進を図るため、引き続き施設間の共通券による一体的な集客力の向上に取り組んでまいります。

各種イベントについては、継続実施していくほか、サイクリング観光による誘客に努めてまいります。

さらに、高校生レストランを拠点とした「食街道づくり」を目指した中で、市民・事業者・関係団体・市が協働し、本市の特色や地域資源である農業やジオパークを活用した食と観光などによるまちづくりを推進しつつ、地域活性化起業人を採用し、食育等の食に関する事業を行い、食の基本条例の制定に向けた取組を引き続き進めてまいります。

旧商工会館跡地を中心とした中心市街地再整備については、次期総合計画等の策定を見据えながら、将来的に必要な消費生活の確保や交通の利便性の向上と観光情報の発信につなげる施設整備に向け、商工会等と連携して引き続き検討を進めてまいります。

石炭地下ガス化の調査研究については、昨年10月に国が「2050年カーボンニュートラル」を宣言したことを踏まえ、CO₂フリー水素の製造に着目し、引き続き室蘭工業大学と連携した基礎実験を行い、今後の実証実験に必要な基礎データを蓄積するほか、民間企業を含めた産学官での取組に向けた体制づくりを進めるとともに、エネルギーの地産地消による持続可能なまちづくりを目指してまいります。

企業誘致については、民間の信用調査会社等と連携し、企業へのアプローチを図り、工業団地等の販売促進に努めるほか、民間所有の遊休地の有効活用に向けた取組を検討してまいります。

雇用・労働環境については、関連する市内団体との連携や広域団体とともに実施している事業に取り組みながら、市内労働環境の改善や人材育成などに努めていくほか、労働者への生活・教育資金の融資施策を継続してまいります。

また、失業者対策として、ハローワークなどとの連携による取組や求人情報を発信し、雇用の拡大を図ってまいります。

次に、「人が快適に生活を楽しむまち三笠」についてであります。

交通環境については、今後も住民の足である民間公共交通の維持や市営バスの運行維持を図るとともに、より市民の利便性向上を目指し地域公共交通計画の策定に向け準備してまいります。

冬の環境については、作業の効率化を図るため除雪車両を更新するとともに、国や北海道と連携を図りながら、市民の重要なライフラインである道路網の除排雪及びぬくもり除雪サービス事業を引き続き実施してまいります。

環境衛生については、バイオマスタウン構想を発展させた、バイオマス産業都市構想の策定を進め、バイオマス資源を活用した新たな廃棄物の処理について検討を進めてまいります。

市営住宅については、既存の市営住宅の改修を引き続き実施するとともに、市内各地に点在する老朽市営住宅の計画的な集約化を図ってまいります。

また、岡山地区の道営住宅の整備については、2期、3期工事の早期着手に向けて北海道に対して強く要請してまいります。

個人住宅については、住まいのリフォーム助成事業、若者移住定住促進家賃助成事業及び住宅建設等費用助成事業を引き続き実施するほか、新たに空き家を有効活用する移住定住促進空き家活用事業を実施し、移住及び定住促進を図ってまいります。

また、人口減少や高齢化等により生じた都市構造の各種課題の解決に向け、都市機能の集約等を図り持続可能な都市を形成するための計画として、国が推奨する立地適正化計画の策定に着手してまいります。

上水道については、「水質検査計画」に基づき、安全な水の安定供給を図るとともに、効率的な業務執行に努め、健全運営に取り組んでまいります。

下水道については、公共下水道事業の全体計画・事業計画変更を行い、継続的に効率のよい汚水・雨水事業に取り組んでまいります。

また、処理区域内の一層の水洗化を促進し、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

幾春別川総合開発事業については、新桂沢ダムの早期完成及び三笠ぼんべつダムの早期着工、早期完成について引き続き関係機関に要請してまいります。

森林資源の保護については、市有林環境保全整備事業を計画的に実施してまいります。

道路については、計画的な維持、整備を進め、橋梁・公園については、計画的で経済的な維持管理を進めるとともに、河川については、計画的に改修、しゅんせつすることにより、水害に強いまちづくりを推進してまいります。

道道関係の整備については、引き続き北海道へ要請してまいります。

情報通信環境については、一部地域において未整備となっていた光通信網を市内全域で利用可能とするため、整備を行う民間通信事業者に費用の一部を負担し、情報格差の解消を図ってまいります。

情報通信基盤の整備等を踏まえ、これらを有効に活用し、地域でデジタル化による恩恵を享受できる地域社会の形成に向けて検討を進めてまいります。

また、マイナンバーカードについては、健康保険証としての利用も始まり、地区市民センターなどに出向き、申請を受け付けするなど交付の推進を図ってまいります。

次に、「人が安心して暮らせるまち三笠」についてであります。

地域福祉については、小地域ネットワーク活動の充実や地域ぐるみで高齢者等を支えるための連携・協力体制を一層推進するなど、地域から孤立することなく、安心して暮らすことのできる生活環境づくりに努めてまいります。

生活保護については、法に基づき適正実施に努めるとともに、ハローワークとの連携や生活保護就労支援員の配置を継続し、自立助長に努めてまいります。

また、生活困窮者の自立支援については、生活保護に至っていない方に対する第2のセーフティーネットとして、広域連携による相談支援等に取り組んでまいります。

児童・母子・父子福祉については、「三笠市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、昨年開設した幼保連携型認定こども園に対して、保育士業務等の負担軽減を目的とする I

ＣＴ化に向けたシステムの導入に係る補助を行うほか、国の幼児教育・保育の無償化に加え、人口減少対策として移住及び定住促進や女性の活躍の拡大につなげるため、本市独自の保育所使用料・副食費助成、幼稚園副食費助成を行うとともに、商品券で支援することにより市内経済の活性化も推進してまいります。

また、乳児紙おむつ購入費用助成事業、子育てサロン事業、子供の医療費助成事業を行い、子育てしやすい環境を推進してまいります。

さらに、新婚世帯への支援策として新居への引っ越し費用など、一定の経済的負担を軽減することや、ひとり親家庭への支援として、経済的自立及び生活の安定のため資格取得等を支援する、自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進給付金事業等に加え、シングルマザーに対し、引っ越し費用や一定の生活支援を図ることで移住及び定住促進につなげてまいります。

さらに、妊婦が安心して出産できるよう、妊婦一般健康診査の通院に係る交通費の一部助成や、子供を望む夫婦の経済的・精神的負担の軽減を図るため、不妊治療の一部助成を引き続き実施してまいります。

また、新たに新生児の聴覚異常の早期発見を目的に検査費用の助成を実施してまいります。

地域医療については、市民が安心して暮らし続けるための大切な社会基盤であり、他の医療機関と連携して必要な医療が適切に受けられる環境を維持する必要があります。

そのため、本市の基幹病院の役割を担う市立病院においては、市民が住み慣れた地域で診療が受けられるよう、必要な人材の確保に努め、身の丈に合った病院づくりを目指すことにより、安心して医療を受けることができる環境づくりに取り組んでまいります。

また、緊急的な措置として、新型コロナウイルスなどの感染症の患者を受け入れるための病床を確保するなど、引き続き感染症に対応するとともに、電子カルテシステムを整備し、ＩＣＴ化に向けた取組を進めてまいります。

なお、将来的に市立病院を維持存続していく上での基本的な考え方を踏まえ、今後、施設整備の方向性などを整理した上で、市民団体などに意見をお聴きするなど取り組んでまいります。

国民健康保険については、都道府県化に伴う様々な制度改革に対応できるよう国保事業の健全な運営に努めるとともに、生活習慣病や疾病予防のため、人間ドックなどの各種検診を引き続き実施し、病気の早期発見や医療費の抑制に努めてまいります。

特定健診については、引き続き受診料を無償化し、受診率の向上を図り、早期発見、早期治療を目指すとともに、健康づくりについては各種健康診査や健康教育のほか、各種運動教室を引き続き実施するほか、口と周囲の筋力強化による口腔機能向上や脳の活性化に取り組み、健康寿命の延伸等に努めてまいります。

また、がん対策の一つとして、特定の年齢に達した方に対する各種がん検診や肝炎ウイルス検診の費用を助成するほか、中学２年生を対象に胃がんのリスクを抑えるピロリ菌検

査や除菌費用の助成を引き続き実施してまいります。

インフルエンザ予防接種の費用助成については、引き続き高校生まで実施してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症については、国や北海道、医療機関と連携しながらワクチンの接種に取り組むとともに、濃厚接触者や家族等が一時的に自宅から離れて滞在、待機できる施設の整備を行うなど、感染防止対策に努めてまいります。

高齢者福祉については、「第8期三笠市高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、保健サービスや施設サービスなどを提供するほか、バス運賃の一部助成や敬老祝い事業、長寿祝い事業を引き続き実施してまいります。

また、高齢者の安全な移動手段と在宅生活を支援するため、安全運転支援装置搭載車両の購入及び後づけ装置の導入費用の助成を引き続き実施してまいります。

介護保険については、団塊の世代が75歳を超える2025年を見据えて「第8期三笠市介護保険事業計画」に基づき、適正な介護認定及びサービス給付を進めるとともに、介護保険財政の健全運営に努めるほか、介護予防・日常生活支援総合事業や水中運動教室などの予防事業を引き続き実施してまいります。

障害者福祉については、「第4期三笠市障害者計画」に基づき、障害福祉サービスのほか、コミュニケーション支援事業やタクシー料金の一部助成を引き続き実施するとともに、社会福祉事業団が運営する障害児通所支援事業所かざぐるまでは、心身に障害や発達に遅れを持つ児童・生徒に適した生活・学習指導などが行われており、保育所や学校などとの連携強化を図ってまいります。

また、「三笠市笑顔で心をつなぐ手話言語条例」に基づき、講習会を開催するなど、市民の手話に対する理解を広げ、手話が使いやすい環境づくりに努めてまいります。

交通安全については、関係機関や各団体と連携を密にしながら、効果的な啓発活動を展開し、安全意識の高揚と交通事故防止に努めてまいります。

空き家対策については、管理不全な空き家等に対し、引き続き所有者などに適切な管理指導を行うとともに、法律等に基づき特定空家等に認定し、対策を図ってまいります。

防犯対策については、町内会などが行う防犯灯のLED化などの支援を引き続き実施してまいります。

消費生活については、振り込め詐欺や悪質商法などによる被害の防止を図るため、消費者協会を中心とした消費者被害防止ネットワークを活用し、関係機関と連携を図り、啓発活動や相談体制の確保に努めてまいります。

消防行政については、高度化する救急業務に対応するため、老朽化した高規格救急車を更新するとともに、引き続き救急隊員の教育機会の充実を図ってまいります。

また、地域での救命率の向上を目指した講習会を積極的に開催してまいります。

火災予防対策については、高齢者を中心に住宅防火対策に重点を置いた防火指導を展開

し、住宅火災による死傷者を未然に防ぐため、住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理の周知を図り、地域の消防団と連携した防火啓発活動を推進してまいります。

防災については、地域防災力の強化、向上に向けて、引き続き町内会に対し自主防災組織の結成を働きかけるとともに、自然災害に対応するため、町内会を対象に防災講習会等に取り組んでまいります。

さらに、非常食や屋内テントの防災用備蓄品を整備し、安全で安心できるまちづくりの推進に努めてまいります。

次に、「人と自然が共存できるまち三笠」についてであります。

地元出身者等の絵画などを展示する文化芸術振興促進施設シエルを開設したことから、市民が広く文化芸術に触れる機会の拡充を図るとともに、本市の歴史や資源を総合的に活用し、引き続き三笠北海盆おどりや博物館特別展を実施してまいります。

三笠ジオパークについては、教育旅行が継続して増加傾向にあるため、今後さらなる工夫を重ね、日本ジオパーク委員会より評価を得ている学校教育と連携した教育活動の充実や学習旅行の誘致、ジオパークの要素と地域資源を融合した体験型ツアーなどを実施するほか、日本遺産である炭鉱関連施設等を十分に活用するとともに、本年は、4年に一度の再認定に向け、様々な課題について解決に向けた取組を行い、再認定いただけるよう取り組んでまいります。

また、市民へ自然環境の保全や命の大切さに接する機会を創出するため、サケの稚魚を放流する幾春別川さけ回帰推進事業を実施してまいります。

最後に、「人が未来に向かって夢を育めるまち三笠」についてであります。

協働・市民参加については、協働のまちづくり推進事業補助金の活用を促し、地域住民と連携した環境美化などを目指すとともに、市政懇談会や多くの審議会などのほか、未来創造会議や主要団体協議会などを必要により開催し、意見交換に努めてまいります。

コミュニティー活動については、引き続き連合町内会の活動を支援するほか、町内会の維持に向けて連合町内会及び社会福祉協議会と連携するとともに、市役所が市民により近い存在となるよう、地区市民センターに出向き相談活動を行うほか、集いの場としてのコミュニティー拠点の強化を図ってまいります。

行政運営については、多様化する行政ニーズや新たな行政課題に柔軟に対応できる、効率的で機能的な行政体制を確立し、持続的に発展する行政運営を推進するため、引き続き積極的な行政改革や働き方改革に取り組んでまいります。

移住定住促進については、引き続きテレビCMなどで本市の認知度の向上を図るほか、地域おこし協力隊制度の活用により、将来的に地域に定着し、活躍できる人材の確保に努めてまいります。

また、新たな事業として、地場での新鮮な農産物等にレシピを添えて移住者に宅配する三笠食の魅力宅配事業を実施し、市の魅力発信につなげてまいります。

また、東京圏からの移住促進及び地域の担い手不足の支援としてU I J ターン新規就業

支援事業を実施するほか、遠距離通勤者に対し通勤費用の一部助成により、本市が札幌市を含む近隣都市圏への通勤圏であることを強くアピールすることで、移住及び定住促進につなげてまいります。

財政運営については、新型コロナウイルス感染症により国家財政の厳しい状況を踏まえ、今後の地方財政計画の動向が懸念されることから、一層の経費節減に努め、的確な収入確保として、本市の重要な財源である市税について、納税意識の高揚と納税に誠意の見られない滞納者には法的措置による滞納処分を実施するほか、引き続き新たな返礼品の開発に取り組み、ふるさと納税の収入確保に努めるなど、健全で持続可能な財政運営を図ってまいります。

私は、「三笠市未来づくり基本条例」に基づき、これまで先人が築き上げてきた誇りと豊かな自然・歴史・文化、そして協働の精神によって築かれたこのまちを継承し、小さくてもキラリと光るまちを構築してまいります。

また、次代を担う子供たちが未来に向かって夢を育み、自らの夢に挑戦し、そして本市に回帰してくる環境づくりに取り組んでまいります。

私は、今まで育ててきたまちづくりの芽を確実に幹とし、そして枝として育て上げ、さらに大きく実を結ぶよう「第8次三笠市総合計画」などの推進を図り、持続可能なまちづくりを目指した次期総合計画へつなげていくよう、これからも明るい未来に向け全力を尽くしてまいります。

以上、市政執行に臨む私の所信の一端を申し上げましたので、市民の皆さん、そして市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） 次に、教育長から令和3年度教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、登壇願います。教育長。

（教育長高森裕司氏 登壇）

◎教育長（高森裕司氏） 令和3年第1回定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

人工知能、ビッグデータなどの先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられた「Society5.0時代」が到来しつつあることに加えて、新型コロナウイルス感染症により、一層先行き不透明となる中、一人一人の子供たちが自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質や能力を育成することが求められております。

このように急激に変化する時代の中で、北海道においては、子供たちの安全を守りながら、学びを止めない、心をつなぐ活動を進めるとともに、全ての子供たちがそれぞれの夢を持ち、その実現に挑戦しながら無限の可能性を発揮し、社会で生き抜く力を身につけることを教育の目指す姿として取り組んでおります。

本市においては、「三笠市教育大綱」の基本方針に沿って、各施策を確実に執行することにより、本市教育の目指す姿として掲げている、家庭・学校・地域社会が一体となつて、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を基礎とする子供たちの「生きる力」を育むとともに、新型コロナウイルス感染症対策と教育活動の両立を図りながら、子供たちの健やかな学びを保障するための教育環境の充実に努めてまいります。

また、教職員が自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに効果的な教育活動を行うことができるよう学校における働き方改革を推進してまいります。

さらに、市民の誰もが、豊かな心を育み、実りのある生活を送っていただくため、市民の多様なニーズに応じた学習機会を提供するなど、あらゆる機会、あらゆる場所で生涯にわたって学び続けることのできる社会教育を推進してまいります。

最初に、幼児教育について申し上げます。

昨年度、新たな事業者の下、開設された幼保連携型認定こども園と連携を取りながら、市内の園児が安心して通園できるよう努めていくほか、幼稚園副食費助成事業として、移住・定住を促進するための子育て施策の一環と市内経済の活性化を図るために、保護者が負担する副食費相当分を商工会が発行する商品券で助成してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

子供たちが将来にわたり、自らの力で自立して生きていくためには、基礎学力の定着が必要なことから、学力向上未来塾推進事業を引き続き実施するとともに、小中一貫コミュニティ・スクールを推進することにより、家庭・学校・地域全体で子供たちを守り育てる環境の充実に努めてまいります。また、GIGAスクール構想に基づき、新しい時代を生きる子供たちが必要となる「情報を活用する力」などの育成に取り組むとともに、子供たちの生きる力を育むために、自らの命は自ら守るという防災教育を進めてまいります。

さらに、英語への興味・関心を高め、今後必要となる実践的コミュニケーション能力を身につけさせるため、3歳から小学校6年生までの親子を対象とした英語教室を継続してまいります。

吹奏楽指導者招致事業として、札幌交響楽団所属の演奏者を招致し、子供たちへの指導により、演奏技術の向上、及び協働しながら音楽表現を生み出すすばらしさを学ぶほか、小学生給食費の実質無料化を継続し、子育てしやすい環境づくりを進めてまいります。

また、老朽化している給食センターについても対処方策など、早急に検討を進めることといたします。

特別支援教育については、障害のある児童・生徒の学校生活や学習上の困難な状況に対して支援員を配置するほか、各学校の実態に見合った必要な学習の支援を行ってまいります。

いじめ問題対策については、「三笠市子どものいじめ防止等条例」に基づき策定した「三笠市いじめ防止基本方針」により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、スクールカウンセラーと連携を図りながら、子供たちが安心して生

活し、学ぶことができる環境づくりに努めてまいります。

教育研究所においては、新学習指導要領を基本に、本市の特色ある教育と新しい学習教育の実現、さらに学習向上を図るための研究活動を進めてまいります。

三笠高等学校については、「笑顔を生み出す人の育成」を学校経営方針として掲げ、食物調理科の特色を活かした教育活動を展開し、卒業後に多様化する社会に対応できる力を持った人材や地域に貢献できる人材の育成に引き続き努めてまいります。

また、授業や高校生レストランでの研修を通して、食に関する高度な専門的知識と技術のほか接客や経営力などを学ぶことなどにより、社会で活躍できる人材育成を図るとともに、引き続き、キッチンスタジオにおいて各種料理教室のほか、昨年度に引き続き洋菓子コンクール、及び全国の高校を対象とした調理の料理コンクールなどを開催し、食による地域活性化や交流人口の増加に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

「三笠市社会教育中期計画」に基づき、家庭・学校・地域が連携しながら子供を育む環境づくりの推進や学びの成果を生かす機会の提供など、新しい時代を拓く生涯学習の推進と心豊かな人づくりを目指し、各施策を推進してまいります。

青少年教育については、三笠市地域子ども会育成連絡協議会の諸活動への参加を促し、自主的に行動できる子供たちの育成に努めるとともに、三世代交流事業等を通じて交流を図り、子ども会活動を推進してまいります。

成人教育については、新成人が思い出に残るような魅力ある成人祭を開催するとともに、高齢者が健康で生きがいのある充実した生活を支援するための学習活動の場として、ことぶき大学を引き続き開催してまいります。

芸術・文化については、「三笠市民文化芸術振興条例」に基づき、芸術・文化活動を推進するほか、運動公園内に小さな美術館をコンセプトに開設した文化芸術振興促進施設シエルは、隣接する高校生レストランの集客力を活かした一体的な取組により、さらなる交流人口の増加に努めてまいります。

文化遺産については、大切に保存・展示するとともに、郷土芸能の魅力や継承の意義などをPRしながら、後世に継承していくための取組を実施してまいります。三笠北海盆おどりについては、炭鉱全盛期の歴史文化を継承する本市の一大イベントとして、引き続き開催するとともに、北海盆唄全国大会についても、北海盆唄発祥の地として、歴史的文化遗产の継承・発展を図るため、引き続き開催してまいります。

公民館については、文化及び学習活動の場として、文化団体、サークルに提供するほか、引き続き、公民館講座を開催してまいります。

図書館については、子供たちへの読書案内やボランティアによる絵本とお話の会である、かるがも会などの各種事業を実施するとともに、引き続き、小中学校へ定期的に図書の貸出しを行い、子供たちの読書習慣の定着を促進していくほか、市民から図書のリクエストに応えるなど、利用しやすい図書館づくりに取り組んでまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、野球は北海道日本ハムファイターズ、サッカーは北海道コンサドーレ札幌に引き続き委託し、子供たちが高度な技術や考え方を習得するための環境づくりに取り組むとともに、パークゴルフ場サン・パーク及び運動公園内の体育施設については、指定管理者による効率的な運営を図るとともに、市民が利用しやすい施設となるよう努めてまいります。

博物館については、展示数日本一と言われるアンモナイト化石など、古生物を活かした学術研究の充実・発展と地域に根差した特色ある教育の場を提供するとともに、さらなる利用者の拡大を目指し、民間企業や国立科学博物館と提携し、多くの人が楽しみながら学習できる人気ゲームキャラクターを活用した特別展を開催してまいります。

以上、令和3年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育の推進に当たっては、各関係機関、団体などとの連携を図るとともに、市民の皆さんの御協力を頂きながら、本市の将来を担う子供たちの健やかな成長を育んでいく教育環境の充実に努めることが必要であると考えております。

私は、教育委員会が果たさなければならない「役割」と「責任」の重大さを深く認識し、市長と教育委員会との連携を一層緊密なものとし、本市の教育の質の向上と発展に向け、ここに申し上げます各施策を確実に執行するよう最善を尽くしてまいりたい決意でございます。

市民の皆さん、市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） 引き続き、議案第17号から議案第23号までについて、市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第17号令和3年度三笠市一般会計予算から議案第23号令和3年度市立三笠総合病院事業会計予算まで、一括して提案説明申し上げます。

まず、国の令和3年度地方財政対策において、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等の減収が見込まれるものの、地域社会のデジタル化や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ地方が安定的な財政運営を行えるよう、一般財源の総額については令和2年度と同水準で確保されました。

しかしながら、本市の財政は、地方交付税等に大きく依存し、その動向に左右されやすい構造であるため、ポストコロナの新しい社会の実現に対応しつつ、健全な財政運営を意識し、限られた財源の中で子育て支援や高齢者対策、産業活性化対策などの事業を推進し、希望に満ちた元気産業都市づくりを目標に予算編成を行ったものであります。

以下、各会計順に予算の概要について説明いたします。

最初に、議案第17号令和3年度三笠市一般会計予算についてであります。経常的歳出予算では、これまでの行財政改革の努力を緩めることなく、必要経費の見直しを図りながら、将来に向けた財源の適正な管理を目的とした基金への積立てのほか、重点的・効率

的な予算編成としたものであります。

一方、政策的予算では、「第8次三笠市総合計画の総仕上げ」「まち・ひと・しごと総合戦略の推進」をコンセプトに、地域特性を生かした経済・産業の活性化、本市への人口流入の促進、安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境や安心して生き生きと暮らせる環境づくりを推進するため、厳選して予算措置を行うものであります。

また、令和3年度については、市来知村が開村してから140年を迎えることから、記念事業等を実施するための予算措置を行うものであります。

一方、歳入予算の主な内容であります。まず、諸交付金、地方交付税、臨時財政対策債については、国の地方財政計画などにに基づき積算し、歳出関連の国庫支出金等特定財源については、現段階で見込めるものについて全て計上するものであります。

債務負担行為については、立地適正化計画策定事業及び自動体外式除細動器の借り上げ料について措置するものであります。

地方債の限度額及び一時借入金の最高額については、歳入歳出予算との関連により措置するものであります。

以上により、一般会計予算の総額は90億8,951万5,000円となり、前年度予算額と比較しまして6億9,437万4,000円、率にして7.1%の減となるものであります。

次に、議案第18号令和3年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度に係る本市の財政運営が適切に執行されるよう、制度に基づき予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。主に北海道後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料及び共通経費負担分を措置するものであります。

一方、歳入予算であります。市が徴収する保険料のほか、一般会計の繰入金として、道と市が負担する低所得者等の保険料軽減額及び広域連合に納付する共通経費分等の費用を措置するものであります。

以上により、後期高齢者医療特別会計予算の総額は1億9,211万5,000円となり、前年度予算額と比較しまして109万4,000円、率にして0.6%の減となるものであります。

次に、議案第19号令和3年度三笠市国民健康保険特別会計予算についてであります。北海道の予算編成における留意事項を考慮し、本市の国民健康保険財政が健全に運営されるよう、制度に基づき予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。保険給付費については、給付実績ベースで算定し、措置しております。

国民健康保険事業費納付金は、北海道の試算額に基づいて計上しているほか、医療費適正化特別対策事業及び収納率向上特別対策事業に係る経費を引き続き措置するものであります。

保健事業費については、特定健康診査の受診料を無償化するほか、特定健診の未受診者対策事業、特定保健指導、人間ドック利用者への助成及び各種検診、予防接種費用の助成、生活習慣病予防水中運動教室の実施に要する経費を措置するものであります。

一方、歳入予算であります。保険料については、国民健康保険事業費納付金の財源確保が可能な見込みから、現行の料率は据え置くものとしておりますが、限度額については、国の基準額引上げに伴い、3万円を引き上げ、9.9万円にするものであります。

また、道支出金は、保険給付費の実績に基づき算定し、一般会計繰入金など歳出関連で見込まれる全ての収入を措置するものであります。

以上により、国民健康保険特別会計予算の総額は11億9,702万6,000円となり、前年度予算額と比較しまして3,738万1,000円、率にして3.0%の減となるものであります。

次に、議案第20号令和3年度三笠市介護保険特別会計予算についてであります。令和3年度を初年度として策定した「第8期三笠市介護保険事業計画」に基づいて、令和2年度の決算見込額を踏まえ、事業などについて必要な見直しを行い、予算編成を行ったものであります。

まず、歳出であります。保険給付費については、令和2年度の決算見込額を基に計上するものであります。

地域支援事業費については、水中運動教室や元気アップ教室のほか、認知症初期集中支援事業などを継続して実施するものであります。

一方、歳入であります。まず介護保険料については、算定に基づき徴収する額を計上するほか、支払基金交付金、国、北海道、三笠市の負担額については、保険給付費に対する負担割合に応じて措置するものであります。

以上により、介護保険特別会計予算の総額は14億2,753万5,000円となり、前年度予算額と比較しまして144万円、率にして0.1%の減となるものであります。

次に、議案第21号令和3年度三笠市水道事業会計予算についてであります。安全で良質な水を安定的に供給するため、施設の適切な管理を基本に予算編成を行ったものであります。

なお、業務の予定量については、人口減と前年度実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については、料金改定に伴う給水収益の増額を見込み、総額3億2,909万4,000円を措置するものであります。

また、支出については、市民の給水需要を充足させるために必要な経費として総額3億8,385万9,000円を措置するものであります。

次に、資本的収支であります。支出については、補助制度や補償工事及び老朽度により送水管と配水管の新設改良のほか、例年のメーター器の取替えを行い、2億8,103万8,000円を措置するものであります。

一方、収入については、企業債など総額1億9,643万円を措置するものであります。

以上により、水道事業会計支出予算の総額は6億6,489万7,000円となり、前年度予算額と比較しまして1,956万5,000円、率にして3.0%の増となるものであります。

次に、議案第22号令和3年度三笠市下水道事業会計予算についてであります。快適な生活環境を確保するための基盤整備と施設の適正な維持管理を図ることを基本とし、予算編成を行ったものであります。

なお、業務の予定量については、人口減と前年度の実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については、水道事業会計と同じ方法による推計使用水量により下水道使用料を見込み、総額5億6,912万2,000円を措置するものであります。

また、支出については、下水道施設の維持管理に必要な経費として、総額5億6,090万4,000円を措置するものであります。

次に、資本的収支であります。支出については、三笠市公共下水道事業ストックマネジメント計画制度の補助を活用した三笠浄化センター更新工事ほか、企業債償還金等を含む4億4,181万4,000円を措置するものであります。

一方、収入については、企業債など総額1億8,426万3,000円を措置するものであります。

以上により、下水道事業会計支出予算の総額は10億271万8,000円となり、前年度予算額と比較しまして833万4,000円、率にして0.8%の増となるものであります。

最後に、議案第23号令和3年度市立三笠総合病院事業会計予算についてであります。病院事業については、本市における基幹病院として、市民が住み慣れた地域で診療が受けられるよう必要な人材の確保に努め、身の丈に合った病院づくりを目指すことにより、安心して医療を受けることのできる環境づくりを推進してまいります。

また、緊急的な措置として、新型コロナウイルス感染症の患者等を受け入れるための病床を確保するなど、引き続き、感染症への対応に取り組めます。

まず、収益的収支であります。収入については、1日平均入院患者数を72.0人、1日平均外来患者数を184.4人と設定し、入院、外来収益などを見込み、総額15億9,849万6,000円を計上するとともに、支出については、必要経費として総額21億5,910万6,000円を措置するものであります。

次に、資本的収支であります。支出については、電子カルテシステムを整備し、ICT化に向けた取組を進めるとともに、老朽化への対応や医療サービスの充実を図るため、医療用機械器具12品目の購入のほか、修学資金貸付金など、総額4億9,666万7,0

00円を措置するとともに、収入については、企業債など総額4億7,274万5,000円を計上するものであります。

以上により、市立三笠総合病院事業会計支出予算の総額は26億5,577万3,000円となり、前年度予算額と比較しまして、3億345万8,000円、率にして12.9%の増となるものであります。

以上、議案第17号から議案第23号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これをもちまして、市政執行方針及び教育行政執行方針の説明並びに議案第17号から議案第23号までについての提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により市政執行方針及び教育行政執行方針の説明並びに議案第17号から議案第23号までについての質疑は、3月18日からの大綱質問により行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第9 議案第4号から議案第12号までについて

◎議長（武田悌一氏） 日程の9 議案第4号から議案第12号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第4号三笠市産業活力創造施設設置条例の制定から議案第12号三笠市水道給水条例の一部を改正する条例の制定まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第4号三笠市産業活力創造施設設置条例の制定についてであります。本条例は、地域産品の販路拡大及び市内における商品流通の効率化を目的とし、地域活性化と市民の便益に資するため、施設を設置することに伴い、必要な事項を定めるものであります。

制定の内容は、施設の名称や開館時間などの運営方法のほか、使用料等、必要な事項を定めるものであります。

施行期日は、規則で定める日であります。

次に、議案第5号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、北海道建設部手数料条例の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る申請の手数料単価及び区分の改定を行うものであります。

施行期日は、規則で定める日であります。

次に、議案第6号三笠市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布を踏まえ、従業者研修の推進等に関する規定を整備するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、従業者研修の推進、ハラスメント対策及び感染症対策等の強化などの基準を規定するものであり、三笠市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等条例ほか2条例に対応するものであります。

施行期日は、令和3年4月1日とし、一部の改正については、令和3年10月1日とするものであります。

次に、議案第7号三笠市重度心身障害者医療費条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布を踏まえ、被保険者資格の確認について、個人番号カードによるオンライン資格確認の導入に対応するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、従来の被保険者証の提出による資格確認のほか、電子資格確認も可能とする改正であり、三笠市重度心身障害者医療費条例ほか2条例の規定を明確化するものであります。

施行期日は、公布の日であります。

次に、議案第8号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、国の基準改正を踏まえた国民健康保険料の賦課限度額を引き上げる改定に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、国民健康保険料の基礎賦課限度額を63万円に、介護納付金賦課限度額を17万円に引き上げるものであります。

施行期日は、令和3年4月1日であります。

次に、議案第9号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、介護保険料の改定に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、「第8期三笠市介護保険事業計画」に基づき、介護保険給付に見合った保険料額とするため、令和3年度からの保険料額を改定するものであります。

施行期日は、令和3年4月1日であります。

次に、議案第10号三笠市指定地域密着型サービス及び指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営基準条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、国の基準の改正に伴い、居宅介護支援事業所管理者の規定について必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、居宅介護支援事務所の管理者は、主任介護支援専門員であることとし、

主任介護支援専門員の確保が困難である場合の取扱いの規定を整備するものであります。

施行期日は、令和3年4月1日であります。

次に、議案第11号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、市営住宅の除却に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、市公営住宅である榊町団地及び中島町団地並びに改良住宅である栄町団地の除却に伴う規定の整理を行うものであります。

施行期日は、市公営住宅の除却については令和3年4月1日とし、改良住宅の除却については令和3年5月1日とするものであります。

最後に、議案第12号三笠市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、水道事業の健全な経営と必要経費の確保に伴い、水道料金を改定するため必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、水道料金を現行料金から9.6%引き上げるものであります。

施行期日は、令和3年7月1日であります。

以上、議案第4号から議案第12号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により議案第4号から議案第12号までについての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第10 議案第13号から議案第16号までについて

◎議長（武田悌一氏） 日程の10 議案第13号から議案第16号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第13号令和2年度三笠市一般会計補正予算（第13回）から議案第16号令和2年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第8回）まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第13号令和2年度三笠市一般会計補正予算（第13回）についてであります。今回の補正は、既定予算額121億8,338万6,000円に5億1,361万8,000円を追加し、予算の総額を126億9,700万4,000円とするものであります。

まず、歳出であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追

加及び整理のほか、病院事業会計経営対策補助金、三笠高校部活動応援事業など、総務費から教育費まで6款において必要な経費を措置するものであります。

一方、歳入については、臨時交付金事業に係る財源の整理のほか、過疎債ソフト事業分の財源更正などを整理し、一般財源については、財政調整基金繰入金などを計上するものであります。

次に、議案第14号令和2年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてであります。今回の補正は、既定予算額12億9,302万5,000円に変更はなく、歳入について、災害等臨時特例補助金等の国庫支出金に伴い、この見合い分を国民健康保険料から減額するものであります。

次に、議案第15号令和2年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第5回）についてであります。今回の補正は、既定予算額14億7,115万7,000円に変更はなく、歳入について、災害等臨時特例補助金等の国庫支出金に伴い、この見合い分を介護保険料から減額するものであります。

最後に、議案第16号令和2年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第8回）についてであります。今回の補正は、経常費及び事業費において整理を行うとともに、一般会計繰入金を追加するものであります。

まず、収益的収入及び支出であります。収入については、患者数が目標数に達していないことによる影響分などを減額するほか、一般会計繰入金を追加することにより、総額を21億267万1,000円とするとともに、支出においては、給与費、材料費、経費などを整理し、総額を21億2,299万8,000円とするものであります。

次に、資本的支出については、建設改良費を入札結果に基づいて整理をするほか、看護師修学資金貸付金を整理するとともに、建設改良費の財源である企業債を減額するものであります。

以上、議案第13号から議案第16号まで一括して提案説明いたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により議案第13号から議案第16号までについての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第11 議案第24号 土地の処分について

◎議長（武田悌一氏） 日程の11 議案第24号土地の処分についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第24号土地の処分について提案説明申し上げます。

今回処分する土地は、三笠第2工業団地内の市所有地を建設機械などの物品賃貸業者である片桐機械株式会社へ処分するものであります。

処分する土地の所在は、三笠市岡山440番地1、面積は3万5,893.18平方メートル、処分価格が1億5,434万1,000円であります。

以上のとおり、予定価格が2,000万円以上、面積が5,000平方メートル以上の不動産の処分となることから、三笠市議会の議決に付す契約及び財産の取得又は処分条例第3条の規定により提案いたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) お諮りします。

議事の都合により議案第24号についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第12 議案第25号から議案第27号までについて

◎議長(武田悌一氏) 日程の12 議案第25号から議案第27号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第25号から議案第27号までの三笠市公平委員会委員の選任について、一括して提案説明申し上げます。

三笠市公平委員会委員の任期満了に伴い、その後任者として、引き続き、安達壽氏、安藤雄一氏及び小林信子氏を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

略歴につきましては記載のとおりであり、いずれも三笠市公平委員会委員として適任と考えますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

本案について質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

最初に、議案第25号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第25号三笠市公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

次に、議案第26号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第26号三笠市公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

最後に、議案第27号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第27号三笠市公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第13 議案第28号 三笠市教育長の任命について

◎議長(武田悌一氏) 日程の13 議案第28号三笠市教育長の任命についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第28号三笠市教育長の任命について提案説明申し上げます。

三笠市教育長高森裕司氏の令和3年5月14日付任期満了に伴い、引き続き同氏を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

同氏の略歴につきましては記載のとおりであり、三笠市教育長として適任と考えますので、御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) これより、質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第28号三笠市教育長の任命については、同意することに決定しました。

◎休会の議決

◎議長(武田悌一氏) 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明日3月9日から3月17日までの9日間、休会にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

3月9日から3月17日までの9日間を休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

◎散会宣告

◎議長(武田悌一氏) 本日は、これもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員